


世田谷区との契約で働く皆さまへ  
令和3年4月以降のお仕事は…  
1時間あたり(時給)

# 1,130円

ご自身の賃金が  
『労働報酬下限額』  
を下回っていないか  
ご確認ください。



※ 東京都の最低賃金は1時間あたり1,013円(令和2年10月1日現在)



世田谷区と締結した予定価格2,000万円以上の  
公契約に従事する労働者の最低賃金は**1時間あたり  
1,130円\***となります(令和3年4月1日~)。  
区では『世田谷区公契約条例』において、この最低  
賃金を「**労働報酬下限額**」として定めています。

※ 予定価格が2,000万円以上の業務委託契約および物品供給契約、  
指定管理協定等の場合の労働報酬下限額。

**世田谷区公契約条例とは?** 世田谷区と事業者が結ぶ契約(公契約)に関する基本方針を定めた  
もので、適正な入札手続を実施し、労働者の適正な労働条件の  
確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。

**労働報酬下限額とは?** 労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、  
契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限(最低)  
とすべき額のことです。労働報酬下限額については告示により変更になる場合があります。最新  
の金額については世田谷区のホームページをご確認ください。



世田谷区公契約条例や労働報酬下限額  
などの最新情報はホームページで!



世田谷区財務部経理課公契約担当  
世田谷区役所第一庁舎2F ⑳番窓口  
TEL 03-5432-2965  
FAX 03-5432-3046